

IOSCO は非規制金融市場・商品についての中間提言を公表

マドリッド

2009 年 5 月 5 日

証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、非規制金融市場・商品タスクフォース（以下、「タスクフォース」）によって草稿された「非規制金融市場・商品一市中協議報告書」（以下、「報告書」）を公表した。報告書は、証券化プロセス及びクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）市場における信頼を改善するために考えられる規制に関する中間提言を盛り込んでいる。

タスクフォースは、G20 によって表明された、危機と資本市場の発展において一部の非規制市場分野・商品が果たした重大な役割に関する懸念に対応する形で、2008 年 11 月に専門委員会によって立ち上げられた。

報告書に盛り込まれている中間提言は、以下の差し迫った懸念に関連する課題に対処するものである。

- ・ 資産担保証券（ABS）、資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）などの証券化商品、そして債務担保証券（CDOs）、シンセティック CDOs、ローン担保証券（CLOs）などの仕組み債商品
- ・ CDS

キャサリン・ケーシーIOSCO 専門委員会議長は以下のように語った。

「タスクフォースは、証券化と CDS の実体経済における信用供給力に対する重要性、個々及びシステミックなリスクの管理への貢献、昨今の国際市場における急激な成長及び重要な役割などを踏まえ、非規制金融市場・商品の特定の分野に焦点を当てた。」

「中間提言を提案するに当たり、IOSCO は、業界のイニシアティブを考慮に入れながら、証券化及び CDS 市場の働きを強化するために、慎重な規制的対応が求められると信じている。さらに、国際金融市場における信頼を回復し、公正性、効率性そして秩序を促進するのにこれらの規制を実施することが役に立つと信じている。」

「この市中協議文書に対して受け取るコメントと、専門委員会メンバーの更なる検討の結果を踏まえ、IOSCO は提言を最終化し、市場を越えて整合的な

規制的手法を促進するために、これらの提言をどのように実施するのが最善かについて検討する。」

中間提言

IOSCO は証券化プロセス及び CDS 市場における業界の対応を励行する一方で、タスクフォースは、業界のイニシアティブのみでは透明性、市場の質・公正性を回復するためには不十分と認識しており、従って両分野に関連した以下の懸念に対処するためのいくつかの中間提言を策定した。IOSCO は、最終的な提言を各国規制当局が整合的に実施するためにどのような追加的な基準が必要か更に検討する。

証券化

中間提言 1－誤った動機付け

1. オリジネーター/スポンサーに、証券化への長期的な経済的エクスポージャーを保有することを求めることを検討する。
2. アンダーライター、スポンサー/オリジネーターによって行われた全ての確認、評価、義務もしくは引き受けられたリスク・プラクティスについて、発行者による開示を通じて透明性を促進する。
3. 発行者によって使用される専門家の独立性を求める。
4. 専門家に、商品の残存期間中、報告を再検討及び維持することを求める。

中間提言 2－不十分なリスク管理実務

1. 原資産プールのパフォーマンス及びアンダーライター、スポンサー/オリジネーターによって行われた全ての確認、評価、義務もしくは引き受けられたリスク・プラクティスを含むレビュー活動に関しての発行時及び継続的な情報を含めた、発行者による情報提供の改善を義務付ける。情報提供は、また発行者に対する直接・間接の債務についての個人の信用力の詳細を含むべきである。
2. 市場における洗練された投資家の定義と共に投資家への適合性要件を強化する。
3. ” 買い手側 “ の支援と共に、リスクを評価する代替的手段の開発を促す。

中間提言 3－規制構造と監督の課題

IOSCO は、各国・地域が規制の範囲を評価し、規制の国際的な調整を促進するように、専門委員会中間提言 1 及び 2 を支えるのにどのような権限を強化すればよいのかについて検討するように提言する。

クレジット・デフォルト・スワップ

中間提言 4－カウンターパーティー・リスク及び透明性の欠如

以下の中間提言を策定するに際して、タスクフォースはカウンターパーティ

一・リスク及び透明性の課題に対処するために、標準化された CDS の清算のための中央清算機関の立上げを重要な要素として考えた。

1. 標準化された CDS を清算するための中央清算機関の設立に対して十分な規制構造を用意する。それは、以下の要件の確保を含む。
 - ①中央清算機関の破綻のリスクを最小化する適切な資金源及びリスク管理活動
 - ②市場と規制当局へ伝達される取引・市場情報を中央清算機関が提供すること
 - ③規制当局との協力
2. 金融機関や市場参加者に、中央清算機関における清算を促進するため、CDS の契約を標準化する作業を促す。
3. 中央清算機関に対する CPSS (資金決済システム委員会) -IOSCO の提言は、CDS の中央清算から発生する課題を考慮に入れるべきである。
4. 価格、取引量、建玉に関する CDS データについて、市場参加者、電子取引プラットフォーム、データ提供者、データウェアハウスによる適切かつ適時な開示を促進する。
5. CDS 市場情報と規制に関して、IOSCO メンバーとその他の監督機関との間で、情報の共有及び規制上の協力を促進する適切な枠組みを設立する。
6. 市場参加者に業務上の効率性のため業界のイニシアティブに従って活動することを促す。

中間提言 5－規制構造と監督の課題

IOSCO は、各国・地域が規制の範囲を評価し、規制の国際的な調整を促進するように、専門委員会中間提言 4 を支えるのにどのような権限を強化すればよいのかについて検討するように提言する。

これらの市場に対する中間提言に基づいて、この報告書は、一般的な提言が策定される前に、その他の非規制金融市場・商品についての更なる検討が必要であることを明らかにしている。

タスクフォースは、豪証券投資委員会と、仏金融市場庁の共同議長によって進められている。

報告書への回答の締切日は、2009 年 6 月 15 日（月）である。